

イギリス2008年雇用法の制定と
労使関係法改革の展望（3・完）

鈴木 隆

島大法学第55巻第3号抜刷〔論説〕

2011年11月

イギリス2008年雇用法の制定と 労使関係法改革の展望（3・完）

鈴木 隆

はじめに

一 職場における紛争解決

- 1 2008年雇用法制定の背景
- 2 法定紛争解決手続の廃止
- 3 法定行為準則
- 4 Acas 行為準則
- 5 無審査による審判所手続
- 6 審判所手続の提起前の調停
- 7 審判所手続の提起後の調停
- 8 財政的損害の補償（以上、53巻3号）

二 全国最低賃金

- 1 遅配賃金の支払い
- 2 不足払い通知
- 3 執行官の記録の写しを取る権限
- 4 犯罪の審理形態と罰則
- 5 捜査権限
- 6 篤志労働者
- 7 NMWA の改正の意義と残された課題

三 職業紹介業と労働者派遣業に対する規制

- 1 犯罪の審理形態と罰則
- 2 監督権限の強化
- 3 残された課題（以上、53巻4号）

四 労働組合の自治

- 1 ASLEF 事件
- 2 174条の改正
- 3 174条の改正の意義
- 4 174条の改正の評価

おわりに（以上、本号）

四 労働組合の自治

1 ASLEF 事件

法19条は、政党員資格を理由とする労働組合からの排除または除名に関する1992年労働組合・労働関係統合法（Trade Union and Labour Relations（Consolidation）Act 1992以下、TULRCA）の174条と176条を改正した。この改正は、欧州人権裁判所により2007年2月27日に下された ASLEF v UK（Application no.11002/05）事件判決⁽¹⁾に対応して行われたものである。

TULRCA 174条は、労働組合からの排除または除名が同条により特定される理由によるものではない限り、個人が労働組合の組合員資格から排除または除名されない権利を規定する⁽²⁾。174条2項d号は、人の「保護される行為」を唯一または主たる理由として労働組合がその者を排除または除名することを違法とする。174条4A項と174条4B項は、「保護される行為」を政党員の党員資格または元の党員資格と定義する。TULRCA 176条は、労働組合がこの権利を侵害したと雇用審判所が認定する場合の補償金の支払等の救済を規定する。

19条による改正は、TULRCA 174条と176条に定められる「保護される行為」の概念を維持するが、特定の事情の下で政党の党員資格または元の党員資格を理由に労働組合が個人を排除または除名することを認めることとした。

（1）ASLEF 事件の事実の概要

申立人の ASLEF は、1880年に創設された労働組合であり、イギリスの鉄道の列車運転士のほとんどを組織し約18000人の組合員を有している。イギリス

の鉄道ネットワークの様々な会社は、クローズド・ショップを運用していないので、運転士を含む鉄道労働者は、ASLEFまたはその他の組合に加入することまたはいずれの組合にも加入しないことが自由である。

ASLEFの規約は、組合の目的は、労働者と使用者の間の関係を規制し、組合員と産業の福祉を保護することとならんで、「社会主義社会に向かう労働運動の前進を一般的に援助すること（規約3.1(vii)）」と「性別、性的傾向、婚姻上の地位、宗教、信条、皮膚の色、人種または民族的出自と無関係に我々の産業とASLEFにおける均等待遇に関する積極的政策を促進し、発展させ、制定すること（規約3.1(viii)）」であると規定する。1978年にASLEFの決定機関である年次代議員大会（AAD）は、規約14条a項に従って、「ファシストの活動家とグループの台頭を懸念するこのADDが国民戦線のような政党の不愉快な政策を暴露するために精力的にキャンペーンを行うことを執行委員会に指令する」ことを決議した。

2002年2月に、極右の合法のイギリス国民党（BNP、従前の名称は国民戦線）の党员であるJay Leeが、ASLEFの組合員資格を申請し、承認された。2002年4月に、Leeは、Bexleyの地方選挙にBNPの候補者として立候補した。2002年4月17日に、ASLEFの役員は、Leeに関する報告を書記長に送り、LeeはBNPの活動家であり、僧侶の服装をして反イスラム教の小冊子を配布したこと、1998年に彼はNewhamでBNPの候補者として立候補したことの情報を付した。その報告は、Spearhead（BNPの雑誌）のためにLeeが書いた論稿とLeeが反ナチ連盟のパンフレット配布者を執拗に妨害したこと（彼らの写真を撮る、車の番号を撮る、喉を切る仕草をする、彼の車で一人の女性のあとをつけて彼女の自宅の住所を表示することを含み、これらのことは警察に報告された）を記載するBexley人種平等協議会からのファックスを含んだ。

2002年4月19日に、ASLEFの執行委員会は、全会一致でLeeを除名することを採決し、Leeには2002年4月24日付け書簡により通知された。書簡には、彼のBNPの党员資格は、ASLEFの組合員資格と両立することはできず、彼は組合の評判を落とす見込みがあり、彼は組合の目的に反すると記された。Lee

は除名に対して不服申立を行い、2003年3月13日に ASLEF 申立委員会が開かれて、彼は出席しなかったが、彼の不服申立は退けられた。

2002年5月18日に、AAD は、「BNP または同様なファシスト組織の構成員資格は、規約5条の目的の下で決定されたように ASLEF の組合員資格と両立することはできない。したがって ASLEF の組合員である、または組合員資格を申請する BNP の党員は組合員から除かれるまたは組合員資格を拒否されるものとする。」と決議した。したがって、規約4.1条d項は、「ファシスト組織のような、組合の目的に正反対に対立する組織の構成員、支持者または同調者を選択してなる者は、ASLEF の組合員に加入許可されないものとする。」と改正された。その間に、TULRCA 174条に基づいて、Lee は、彼の除名に関して雇用審判所に提訴した。雇用審判所は、2003年5月21日に、Lee の訴えを認容した。申立人は EAT に控訴したが、2004年3月10日に EAT は、一番目の雇用審判所は深刻な法の誤りを犯したと認定し、その裁決を破棄し、事件を二番目の雇用審判所に差し戻した⁽³⁾。

174条に関する EAT の解釈は、除名された組合員の行為が政党员であるという事実ではない限り除名の正当な理由として組合はその行為に依拠することができることであった。組合は、「政党员であることまたは政党员であることを継続するために必要である」行為である行為に依拠することはできないことを EAT は認めた (UKEAT 0625 03 24002 (24 February 2004) para. 29)。政党员としてのまたは政党员としての権限での行為が政党员資格の概念に含まれ、そして組合が依拠することを認められない行為になるとの申立人による主張は、EAT により否認された (para. 28. 5)。二番目の雇用審判所は、2004年10月6日に下された裁決により Lee の申立を再び支持した。雇用審判所は、Lee の除名が174条の目的のために、BNP の党員資格の事実とは別に、彼の行為に完全に帰することができるとの申立人の主張を否認し、除名は、「主として彼の BNP の党員資格を理由にする」と判断した (para. 25)。申立人は、二番目の雇用審判所の裁決に対して EAT に控訴しなかった。

二番目の雇用審判所の裁決の結果、申立人は、それへの Lee の再加入を許可

することを義務づけられた。申立人がそうすることは、それ自体の規約に違反する。申立人が Lee の再加入を許可しないと、申立人は、雇用審判所が公正かつ公平と考えるような額（現行、8600ユーロの法定最低限度に服し、上限はない）で彼に補償金を支払う責任を負うことになる。たとえ申立人が Lee の再加入を許可したとしても、雇用審判所が公正かつ公平と考えるような額である補償金（約94200ユーロの上限に服する）の請求を Lee が申し立てる危険に申立人は曝されることになる。Lee がそのような申立を行った形跡はなかった。

（2）判決要旨

申立人は、TULRCA 174条は、労働組合がそれ独自の規約に照らして行動する組合の権利に対する不必要な制限であり、それにより組合の結社の自由の権利を侵害すると主張して、イギリス政府に対する訴えを欧州人権裁判所に提起した。欧州人権裁判所は、申立人の主張を認容し、174条は結社の自由を保障する欧州人権条約11条に違反すると判断した。判決の要旨は、以下のとおりである。

①国内救済手続

判決は、まず、欧州人権条約35条1項所定の欧州人権裁判所への申立の前提である国内救済手続を申立人が尽くしていないという被申立人による主張に対して、EATでの審理において条約11条が174条を解釈するうえで無関係とされたのであって、申立人の側が国内救済手続において174条が条約11条に違反するとの主張を放棄したまたは欠いたとは認められないとして、被申立人の主張を退けた。

②条約11条

判決は、条約11条が定める一般原則について以下のとおり判断した。11条の本質的な目的は、保護される権利の行使に対する公的機関による恣意的な干渉から個人を保護することである。労働組合を結成し加入する権利は、まず第一に国家の行動から保護する結社の自由の特別な側面である。11条2項で定められた条件に基づくことを除いて労働組合の結成と加入に国家は干渉

することはできない (Young, James and Webster v.UK, Commission's report of 14 December 1979, § 162, Eur.Court H.R.,Series B no. 39, p. 45)。労働組合を結成する権利は、たとえば、労働組合独自の規約を起草するそして内部の事項を管理する権利を含む。そのような労働組合の権利は、ILO87号条約3条と5条に明示的に承認される。それらの規定は、従前の事件で条約機関により考慮に入れられた (Cheall v.UK, NO.10550/83,Comm.Dec.13.5.85, D.R. 42, p.178 ; Wilson&the National Union of Journalists and Others v.UK, nos.30668/96,30671/96 and 30678/96, § 34,ECHR 2002-V)。一見明白に労働組合は、運営様式と費用の支払とならんで組合員となる者が従事する専門職または職業のようなその他のいっそう実質的な規準を含む組合員資格の条件に関する独自の規約を定める自由を享有する。被用者または労働者は、制裁を受けるまたは抑制を受けることなく労働組合に加入するまたは加入しないことが自由であるべきであるので、等しく労働組合もその組合員を選択することが自由であるべきである。11条は、加入を希望する誰でも加入を許可する義務を団体または組織に課すものと解釈されることはできない。特定の価値または理念を支持し、共通の目標を追求することを目的とする人々により団体が結成される場合、団体がその構成員に対する支配を持たないならば、団体は問題であるその自由の効果そのものに反することになる。例を挙げると、宗教団体と政党は、彼らの信条と理念を共有する者のみを含むために彼らの構成員資格を一般的に規制することができることに論争の余地はない。同様に、「自己の利益の保護のために」組合に加入する権利は、組合の規約と無関係に人が選択する組合に加入する一般的権利を与えるものと解釈されることはできない。11条1項の下での組合の権利の行使において、組合規約に従って、組合への加入許可と組合からの除名に関する問題を組合は自由に決定することが継続されなければならない。

団体または労働組合が私的な独立した機関であり、たとえば、公的基金の受け取りまたはそれに課せられた公的義務の履行を通して、その他の検討が十分に役割を果たす場合に、権利と自由の享有を保障することにおいて国家

を援助するような広範な文脈で活動してはいない場合に、この基本的前提は十分に当てはまる。

したがって、国家が労働組合の内部事項に介入する場合、そのような介入は、11条2項の要件に従わなければならない。すなわち、「法により定められ」、一または複数の目的のために「民主主義社会において必要である」ことである。この文脈で、以下のことが留意されるべきである。第一に、この文脈での「必要」は、「有益」または「望ましい」のような表現の柔軟性を持たない（Young, James and Webster, § 63）。第二に、多元主義、寛容および寛大さが「民主主義社会」の品質証明である。個人の利益はときには集団の利益に従属しなければならないにもかかわらず、民主主義は、多数の意見が常に優先することを単に意味しない。少数の公正適正な待遇を保障し支配的な立場の濫用を回避するバランスが達成されなければならない。組合に加入する個人の権利を効果的にするために、それでもなお国家は、労働組合による支配的な立場の濫用から個人を保護しなければならない（Young, James and Webster, § 63）。たとえば、労働組合からの排除または除名が組合の規約に従わなかった場合または規約がまったく不合理であるもしくは恣意的である場合または排除もしくは除名の結果が例外的な支障をもたらした場合に、そのような濫用が起きる。第三に、条約の権利に課せられるいかなる制限も追求される正当な目的に釣り合わなければならない。第四に、様々な条約の権利の間に衝突がある場合、国家は公正かつ適正なバランスを見出さなければならない。最後に、競合する利益の間で公正なバランスを取る上で、条約の遵守を保障するために講じられる措置を決定することにおいて国家は一定の範囲の評価を享有する。しかしながら、民主主義社会内部の意見が合理的に広範に異なり、民主的な政策策定者の役割が特別に重視されるべきであるという一般的な政策の分野がこれではないので、評価の範囲は、限られた役割を果たすにすぎない。

③本件への適用

判決は、条約11条の本件の適用について以下のとおり判断した。

本件で生じる問題は、労働組合員 Lee を彼の組合である申立人により講じられた措置から保護するために国家が介入することができる程度に関係する。除名が少なくとも部分的に政黨員資格により動機づけられる場合、174条は組合にそのような行為を禁止するので、本件では同条は申立人が Lee を除名することを禁止する効果を持ったことが本件の当事者により承認される。これは、上記の条件で正当化されることを要求される11条1項の下の申立人の結社の自由に対する干渉を構成した。本件の文脈で、適法性は争点ではない。Lee のような個人が不当な妨害を受けないで多様な政治的権利と自由を行使する権利を保護する目的をその法規が持ったことは争われない。決定的に重要な問題は、Lee の権利と申立人労働組合の権利との間の正しいバランスを国家が取ったか否かである。基本的な個人の権利を保護する重要性に関する政府の主張を適正に検討して、それでもなお除名の措置がいかなる有意な点においても Lee の表現の自由の行使または彼の適法な政治的活動を侵害したと当裁判所は説得されない。Lee が組合の組合員資格の喪失自体を除き、特定の被害を被ったようにはみえない。たとえば、クローズド・ショップ協定がなかったので、彼の生計または彼の雇用条件の面で申立人により被らされた明白な被害はなかった。とくに労働組合運動の歴史的背景により、労働組合の組合員資格が使用者の濫用に対する労働者のための基本的な保護であるとしばしばみなされ、いかなる労働者も労働組合に加入することができるべきである（要するに11条2項に定められる例外に服して）という観念と何らかの共鳴を持つ事実を当裁判所は考慮した。しかしながら、申立人が指摘したように、ASLEF は、団体交渉の背景のすべての労働者を代表し、Lee が彼の使用者による恣意的なまたは違法な行為の個人的な危険にあるまたはそれから保護されないことを指摘するものは本件にはない。バランスにおいていっそう重いのは、申立人の自己の組合員を選ぶ権利である。歴史的に、イギリスならびに欧州各国で労働組合は、政党または政治運動、とくに左派のそれに共通して加盟していたし、おそらく現在もいっそう少ない程度で加盟している。労働組合は、組合員の福祉の政治的に中立な側面に奉仕するだけの団体ではないが、しば

しば社会的政治的問題に関する見解を強く抱いて、イデオロギー的である。Leeの政治的価値と理念が根本的に申立人自身のもものと衝突するとの結論において申立人が誤りを犯した兆候は国内手続においてなかった。申立人がそれに付与された公的義務または役割を持つ、もしくは国家基金を利用して、その他の広範な目的を達成するために組合員を加入させることが合理的に要求されることを指摘するものはない。

申立人がLeeのBNPの党員資格に関係しない行為にその理由を制限したならば国内法はLeeの除名を認めたであろうとの政府の主張に関して、申立人のLeeに対する反対は彼のBNPの党員資格に第一に基づいていたと雇用審判所が認定したことに当裁判所は留意する。BNPの党員として大部分Leeにより行われ、そしてBNPの目的に対する彼の支持を反映したLeeの行為に純粹に依拠する口実を申立人が利用したと予測することは合理的であるとは当裁判所は認定しない。したがって、Leeが被ったと確認できる支障または申立人による濫用的もしくは不合理な行為の欠如において、バランスが適正に取られなかったこと、そして本件は承認できる評価の範囲に該当しないことを当裁判所は結論する。以上から、条約11条の違反があった。

④賠償

判決は、条約44条2項に従って判決が終局となる日から3か月以内に、費用と支出に関して、弁済の日に適用できる比率で被申立人国の国内通貨に換算される53900ユーロと3%の遅延利息を被申立人は申立人に支払うことを命じた。

2 174条の改正

ASLEF事件の背景には、BNPが労働組合を目標として除名を174条違反と申し立てて、補償金を獲得することを戦略としていたことがある。British Nationalist、BNPの党員向け刊行物は、ASLEF事件の証拠とされた以下の記事を2003年1月に掲載した。「BNPの法律チームは現在、20を下らない訴訟を訴えている。着手されている事件のすべては、最大の報酬をもたらす見込みがある最も容易な訴訟を表す・・・いっそう良いことに、我々の法対部は現在、

BNPの党员であることを理由に組合から解雇された4人の活動家の事件を運営している。4人は現在、彼らの極左組合のボスの違法な行動により非常に実質的な補償を受け取ることができている。これが、最も重要である。あなたが（左翼）組合の組合員ではないならば、BNPの党员であり（いっそう良いことに）BNPの候補者として立候補することができることを地方組合の左派（彼らは常にそうである）に知らしめることにより組合から放り出されて大きな5桁の支払いを得ることを追求している者に・・・加われ。組合の左派の不平を注視して組合から放り出されることを楽しめ。あなたがこのとくに楽にもうけることを長く待つことはない。なぜならば極左の狂った者は、それがいかに高価になりうることを見出すならば我々を迫害することを直ちに止めるから・・・」

ASLEF事件判決が政党员資格を理由に組合員を除名することを禁止されることにおいて、労働組合の結社の自由の権利が侵害されたと認定したことを受けて、法19条2項は、労働組合がこれに基づいて除名または排除することができる事情を定める4C項ないし4H項を174条に挿入した。

新しい4C項は、4A項の下の「保護される行為」の定義をさらに制限する結果、特定の政党の党员資格が労働組合の規約または目的に反する場合、その政党に所属するまたは所属した個人を労働組合が除名または排除することが可能になった。新しい4D項と4E項は、関係する組合の規約ではなく「目的」が合理的に識別されなければならないことを規定する。これは、個人が政党员であるまたはあったことを理由に組合から排除される場合、排除される個人の行為のときにその個人と同じ職業、産業または専門職で働いている者により関係する目的が識別されることが合理的に実行可能でなければならないことを意味する。同じく、個人がそのような理由により組合から除名される場合、個人の行為のときに組合員により関係する目的が識別されることが合理的に実行可能でなければならない。

新しい4F項は、4G項の3つの条件のいずれかが満たされる場合、労働組合からの除名または排除は違法のままであると規定する。3つの条件は、排

除または除名する決定が組合の規約に従わないこと、その決定が不公正に行われること、組合員資格の喪失が個人に生計を失わせることまたはその他の例外的な支障を被ることを引き起こすことになることである。

新しい4H項は、4G項b号の目的のために決定が不公正に行われる事情を定める。これは、個人は、除名または排除する提案（理由を含む）の通知と意見を表明する公正な機会を与えられなければならない、組合はその意見を公正に検討しなければならないという効力を有する。

19条3項は、TULRCA 176条を改正する結果、新しい4D項と4E項により174条に行われた改正に沿って、174条と176条の間の整合性が保たれることになる。

3 174条の改正の意義

ASLEF 事件判決は、当然のことであるが、この事件の事実関係に制約されたので、ASLEF は、その元の組合員により提起された事件の事実に関してイギリス法に反対する主張を提出することができただけであった。その結果、政党資格を理由とする排除または除名以外の174条のまたは争議行為中の組合員の統制処分を制限する TULRCA 64ないし67条その他の問題について ASLEF が陳述する機会はなかった。しかしながら、同判決では、「組合規約に従って、組合の加入許可と除名に関する問題を組合は自由に決定することが継続されなければならない」と指摘された。他方、TULRCA 64ないし67条と174ないし178条は、これまで幾度となく国際人権機関による批判を受けてきた。ILO と欧州評議会の欧州社会憲章双方の監督機関は、これらの条文は、それぞれ ILO 87号条約と欧州社会憲章5条に違反すると認定してきた⁽⁴⁾。174条を改正する提案に関する協議の間、欧州人権条約11条の下の結社の自由の不必要かつ違法な干渉として同条は廃止されるべきであると組合側は強力に主張した。それでもなお政府は、同判決へのその対応を政党員資格を理由とする除名と排除の問題に限定することを選択した。ASLEF 事件判決のいっそう一般的な適用は、政府と国会により無視された。

改正の1つの問題は、組合の目的条文において排除または除名の正当性が

現れなければならないという要件におそらく相応しない「目的」の用語が使用されたことである。注釈において、BNPに言及が行われたにもかかわらず、19条は、名称により政党を特定することはせず、いかなるまたはすべての政党が含まれることができる。しかしながら、19条は、組合の規約または目的に反する「その政党の党員資格」の用語を使用するので、法と衝突することを回避するために組合規約に政党が指名されることを要求するものとこれは解釈されることになる。これらの点は、議論の余地を多く残している。

政党、とくに極端な政党は、定期的に分裂し名称を変更する傾向を持つので、組合規約がそれらをすべて指名することは極めて困難になる。1つの選択肢は、同様な人種主義的およびファシズムの傾向を持つ多くの政党を指名することと「同様な価値を持つその他の政党」に言及することになる。

次に問題なのは、禁止される党の党員が組合の規約、またはいっそう正しくは、その目的について持つ知識に関係する。組合が組合の目的において言及される政党の党員資格に依拠する場合、政党の党員または元党員であるといわれる個人は、「その目的が同じ職業、産業または専門職で働いている者により認識されることは合理的に実行可能」ではなかったと主張して、排除は違法であると主張することが依然として可能である。この規定は、労働組合の資金と時間を浪費するテストケースの訴訟を声高に求める意味において扱いにくいのみならず、「人種主義と闘う」または「人種、性別、性的傾向、障害の理由による偏見に反対する」などのような組合の目的を一部の職業または産業の労働者が理解することができないことを意味するように見えるように不愉快な俗物根性の点まで恩着せがましいように見えるとの批判を受けた⁽⁵⁾。

次に問題であるのは、組合からの排除または除名を違法とする4G項の3つの条件の1つである「組合員資格の喪失が個人に生計を失わせることまたはその他の例外的な支障を被ることを引き起こすことになること」である。この条件は、雇用法案の審議段階で貴族院において修正された部分である。貴族院議員（とくに自由民主党の人権専門家 Anthony Lester QC 卿と元の TUC

事務局長 Bill Morris 卿）は、ASLEF 事件判決により示された集団の権利に関する明確な声明に代えて個々の組合員の権利とそれらが組合により侵害される恐れに焦点を当てることを選んだ。議員らは同判決の43項に注目した。すなわち、「たとえば、労働組合からの排除または除名が組合の規約に従わなかった場合または規約がまったく不合理もしくは恣意的である場合あるいは排除または除名の結果が例外的な支障を結果する場合に、そのような侵害が起きる。」

この貴族院での修正については、ASLEF 事件判決のいっそう一般的な適用とイギリス法のその他の側面が欧州人権条約11条に従っていないことの公然と明白ではないにしても強い指摘を無視するものであり、同判決は例外的な支障に関する事件を実際には判断しなかった事実を議員らは知るべきであるとの批判がある⁽⁶⁾。さらに、議員らは労働組合に対するその他の統制（「まったく不合理または恣意的な」規約に関するコモンローの適用と組合規約に対する労働組合認証官の権限）を考慮せず、クローズド・ショップが20年前に廃止された事実を無視しているとも批判された⁽⁷⁾。議員らはさらに、その他の団体や会社には適用されない追加の制限を労働組合に既に課していた事実を無視していると批判された⁽⁸⁾。すなわち、一部の使用者は、BNP の党員を雇用することを禁止するまたは彼らの解雇を規定する政策を運用するが、使用者には19条に匹敵するものは適用されない。これが支障の原因となることを理由に BNP の党員を解雇することを使用者は禁止されない。

4 174条の改正の評価

174条は、特定の理由を除いて、労働組合からの除名と排除を違法とする。例外の1つは、個人の「行為」であり、2008年雇用法以前は、その例外の例外は、行為が政党员であることから構成されることができないことであった。2008年雇用法は、「例外の例外の例外」を創設することにより組合に追加の障害を提供する。法19条は、特定の要件が遵守される場合、「政党员であるまたはあった個人からなる行為は行為ではない」と定める。

19条の影響の検討は、組合員が相容れないと認める意見を持つ者を扱うことを継続するために彼らの民主的プロセスを通して方針と規約を作成する彼

らの能力を忘却して行うことはできないと指摘される⁽⁹⁾。BNPの党員または同様な信条を持つその他の者が彼らの活動の結果として組合の規約の下に適法に統制処分、除名または排除を受けることは、依然として改正前と同様に適法である。2008年雇用法は、「党員であること」を扱うが、活動に関するTUL-RCAの立場を変更しなかった。同法での「行為」、「保護される行為」そして「行為ではない・・・行為」への言及は解釈が複雑になっているので、労働組合は、活動または党員であることのみを排除または除名の理由にすることが推奨される。

政党の党員資格は、党費の支払いのような行動を含むが、デモ、行進や大会に参加する、公職に立候補する、彼らの考えの「価値」を信奉することにより同僚労働者を攻撃するおよびBNPの党員であることのように、小冊子を運ぶことは、活動、すなわち単に党員であることを超える行為を構成するのに十分であると考えられる。これに関して、「党員であること」と「活動」を別々に扱うことを検討することが組合にとっては依然として必要である。法の落とし穴を避けるためにそれぞれに関して手続が定められるべきである。

最後に、組合員が組合により禁止される政党の党員であることを理由に2008年雇用法の下で組合員を除名または排除することを組合が選ぶ場合、同法を回避するために、特定の政党の党員であることをまたはあったことではなく、組合員としての彼らの活動を理由に彼らは除名または排除されたとの訴えを個人が雇用審判所に提出する余地がある。この問題は、Leeの除名に関する雇用審判所での審理においても存在した。この分野において法は非常に不満足なままであり、欧州人権条約11条を含む国際条約の下のイギリス政府の義務は遵守されていないと考えられる。19条により改正されたTURCAの規定は、労働組合がそれらをすべて利用することを試みるのが非常に賢明ではないことになる潜在的な訴訟の危険に満ちているとの指摘もある⁽¹⁰⁾。したがって、人種主義とBNPのような政党に反対することを希望する組合は、そうすることできる前に、純粹に党員資格よりもむしろ彼らの目的に違反する活動を依然として証明しなければならないことになる。

おわりに

2008年雇用法の制定は、2010年5月の政権交代前に行われた労働党政権による最後の主要な労使関係法改革であったと位置づけることができる。その内容は、部分的には労働者ならびに労働組合の権利保障を前進させるものと評価することができる。しかしながら、国際労働基準、とくにEUないし欧州評議会の定める欧州基準と比較してみると、その水準は依然として低いままであるといわざるを得ない。その意味において、前労働党政権による労使関係法改革は未完のままで終わったと評価することができる。現在の保守党・自由民主党の連立政権下での労使関係法改革の先行きは依然として不透明であるので、前政権による改革方向の継続かそれとも断絶かの行方は予断を許さないところである。これらの検討については、今後の機会に委ねたいと思う。

注

(1) [2007] ECHR 184.

(2) 174条の関係する部分は、当初、以下のとおり規定した。

「1項 排除または除名が本条により認められない限り個人は労働組合から排除または除名されないものとする。

2項 次の場合（そして次の場合のみ）労働組合からの個人の排除または除名は認められる・・・

d号 排除または除名が個人の行為に完全に帰することができる。・・・

3項 2項d号の目的のために個人に関して「行為」は次を含まない。

a号 個人が次であるまたは次であることを止めること、もしくは次であったことまたは次であることを止めたこと・・・

(iii) 政党の党員、または・・・」

その後、ASLEF事件の二番目の雇用審判所の裁決の後、174条は、以下のとおり改正された（2004年12月31日施行）。

「1項 排除または除名が本条により認められない限り個人は労働組合から排除または除名されないものとする。

2項 次の場合（そして次の場合のみ）労働組合からの個人の排除または除名は認められる・・・

d号 排除または除名が（排除された行為以外の）個人の行為に完全に帰することができる、排除または除名を全体にまたは主として帰することができる行為が

保護される行為ではない。・・・

3項 2項d号の目的のために個人に関して「排除される行為」は、次を意味する。

a号 個人が別の労働組合の組合員であるまたは組合員であることを止める、もしくは組合員であったまたは組合員であることを止めたことからなる行為

b号 個人が特定の使用者によりまたは特定の場所で雇用されているまたは雇用されることを止める、もしくは雇用されていたまたは雇用されることを止めたことからなる行為

c号 65条（使用者が組合により規律されることができない行為）の目的に関係する同条での労働組合への言及が、いかなる労働組合への言及である場合に、同条が適用されるまたは適用されるであろう行為

4A項 2項d号の目的のために「保護される行為」は、個人が政党员であることまたは政党员であることを止めること、もしくは政党员であったことまたは政党员であることを止めたことからなる行為である。

4B項 政党员として個人により行われる活動を構成する行為は、4A項に該当する行為ではない・・・」

(3) EATは、11条に依拠する必要なしに174条を解釈することができると考えた。

EATは、Cheall v.the United Kingdom (no.10550/83,Comm.Dec.13.5.85, DR,42, p.178) 判決への申立人の依拠を含む当事者の陳述に注目して、以下のとおり判断した。「我々が指摘したように[申立人の弁護士は] 一方で両立できないことの宣言を与える立場に我々がないことを承認する・・・しかし11条の下の競合する訴えの存在そのものが、そのような競合する権利に言及しないでその法律の解釈を解決することを我々が求めることをいっそう適切にすることは、我々に明らかである（もっとも、生計への侵害の主張がない本件において、組合と組合員に対する[申立人の] 消極的な結社の権利は、[Lee]の主張された結社の権利を凌駕する見込みがあるように見えると、先例上我々には思える）。[申立人の弁護士は] 彼の立場を留保する一方で、その方向に異議を唱えず、「Leeの弁護士は] 彼は理解すると述べ、実際に、彼が主張するように、少なくとも11条の権利があるということができると[彼の好みで] 推定されることができるとを承認した。」

(4) ILO, the Report of 1989 on the Application of Conventions and Recommendations, Report III, Part 4 A, pp 236-7 and the 1991 Report III, Part 4 a, pp 219-220, 1961年欧州社会憲章5条は、以下の「団結権」を規定する。「自己の経済的ならびに社会的利益の保護のために地方、全国または国際的組織を結成するそしてそのような組織に加入する労働者と使用者の自由を保障または促進する目的で、国内法は、この自由を損なうようなものではなく、国内法はこの自由を損なうように適用されるものではないことを締約国は約束する。本条において規定され

保障が警察に適用される程度は、国内の法または規則により決定されるものとする。これらの保障の軍隊の構成員に対する適用を統括する原則と保障がこのカテゴリーの者に適用される程度は、等しく国内の法または規則により決定されるものとする。」

欧州評議会社会権欧州委員会（1961年欧州社会憲章の監督機関である従前の「独立専門家委員会」）は、幾度も TULRCA 174ないし177条に検討を与えた。独自の規約を定め、自身の組合員を選挙する労働組合の権利への174条による干渉に対する懸念が委員会により表明された。「1992年法174条は、人が労働組合に加入を拒否されるまたは除名される理由を労働組合が組合員資格のための条件を決定する権利に対する過度の制限を構成し、労働組合に加入する個人の権利を保障するために要求されるものを超えるような程度まで制限する・・・上記の1992年労働組合・労働関係（統合）法の規定（15、65、174および226 A 条）に照らして、イギリスの状態は、憲章5条を遵守していない、と委員会は結論する。」

結論 X VII-1（2004年）において、174条が組合員資格の条件を決定する労働組合の権利に対する過度の制限を構成するので、イギリスは憲章5条を遵守していない、と同委員会は再び結論した。

- (5) Georgina Hirsch, John Usher and Shubha Banerjee, *The Employment Act 2008 : an IER critique and guide*, 2009, IER, p. 55.
- (6) *Op.cit.*p. 50.
- (7) *Ibid.*
- (8) *Op.cit.*p. 51.
- (9) *Op.cit.*p. 57.
- (10) *Op.cit.*p. 58.

